

公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案新旧対照条文 目次

一	住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）	1
二	住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百十六号）	7
三	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）	9
四	新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）	10
五	北海道防寒住宅建設等促進法施行令（昭和四十年政令第九十号）	12
六	所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）	15
七	沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第八十六号）	17
八	公庫の国庫納付金に関する政令（昭和二十六年政令第六十二号）	19

改 正 案

現 行

目次

- 第一章 業務（第一条―第十七条の五）
- 第二章 公庫債券等（第十七条の六―第三十一条）
- 第三章 雑則（第三十二条―第三十四条）
- 附則

（法第二十一条第一項の表一の項の政令で定める貸付金等の限度）

第七条 （略）

目次

- 第一章 業務（第一条―第十七条の六）
- 第二章 公庫債券等（第十七条の七―第三十一条）
- 第三章 雑則（第三十二条―第三十四条）
- 附則

（法第二十一条第一項の表一の項の政令で定める貸付金等の限度）

第七条 （略）

2| 住宅積立郵便貯金の預金者（法第二十二条の二に規定する日本郵政公社があつせんする住宅積立郵便貯金の預金者をいう。以下同じ。）又は住宅を必要とする住宅地債券引受者（住宅金融公庫住宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で法第二十二条の三第一項に規定する主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対する法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で第十三条の二第一項に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、同項の表限度の欄に規定する金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、公庫が主務大臣の承認を得て定める住宅金融公庫住宅地債券に係る住宅を必要とする住宅地債券引受者（以下「住宅を必要とする特定住宅地債券引受者」という。）にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

（法第二十一条第一項の表四の項の政令で定める貸付金の限度）

（法第二十一条第一項の表四の項の政令で定める貸付金の限度）

第九条 (略)

(合理的土地利用耐火建築物等の建設の貸付金の限度)

第十二条 (略)
2 (略)

(合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 (略)

第九条 (略)

2 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅地債券引受者(住宅金融公庫住宅地債券を引き受けた自ら居住する住宅の改良を行う者(その相続人を含む。))で法第二十二条の三第二項に規定する主務省令で定めるものをいう。以下同じ。)に対する法第十七条第五項の規定による貸付金で第十六条の三第一号及び第二号に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては百万円を、公庫が主務大臣の承認を得て定める住宅金融公庫住宅地債券に係る住宅の改良を行う住宅地債券引受者(以下「住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者」という。)にあつては四百八十万円を、住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者以外の住宅の改良を行う住宅地債券引受者にあつては二百十万円を加算した金額とする。

(合理的土地利用耐火建築物等の建設の貸付金の限度)

第十二条 (略)
2 (略)

3 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等建設貸付金(法第七十条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係るものに限る。)の一戸当たりの金額の限度は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(合理的土地利用耐火建築物等の購入の貸付金の限度)

第十三条 (略)

(削る。)

(貸付手数料)

第十七条の二 法第二十二條の二第一項の規定により公庫が徴収することができる貸付手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸

4 住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する合理的土地利用耐火建築物等購入貸付金のうち法第十七条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分に係る貸付金又は第一項各号に掲げる場合における貸付金の一戸当たりの金額の限度は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による一戸当たりの金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

(法第二十二條の三に規定する貸付けの特例)

第十七条の二 法第二十二條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第二十条第一項の表限度の欄及び同条第五項に規定する政令で定める金額は、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付金にあつては二百七十五万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては千三百二十万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては六百万円とする。

2 法第二十二條の三第二項の規定により読み替えて適用される法第二十条第四項に規定する政令で定める加算金額は、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては百万円、住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては四百八十万円、住宅の改良を行う特定住宅地債券引受者以外の住宅の改良を行う住宅地債券引受者にあつては二百十万円とする。

(貸付手数料)

第十七条の三 法第二十二條の四第一項の規定により公庫が徴収することができる貸付手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる貸

付金に係る貸付手数料とし、その額は、当該貸付金の区分に応じ、貸付け一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

2 (略) 表 (略)

(支払方法変更手数料)

第十七条の三 法第二十二条の二第二項の規定により公庫が徴収することができる支払方法変更手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる元利金の支払方法の変更に係る支払方法変更手数料とし、その額は、当該元利金の支払方法の変更の区分に応じ、元利金の支払方法の変更一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

表 (略)

第十七条の四・第十七条の五 (略)

第二章 公庫債券等

第十七条の六 (略)

附則

1 3 (略)

4 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次の各号に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第七条、第十二条第一項及び第十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める金額に二千百万円を加算した金額とする。

一 法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で、第十三条の二第一項に規定するもの及び法第十七条第一項第二

付金に係る貸付手数料とし、その額は、当該貸付金の区分に応じ、貸付け一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

2 (略) 表 (略)

(支払方法変更手数料)

第十七条の四 法第二十二条の四第二項の規定により公庫が徴収することができる支払方法変更手数料は、次の表の区分の欄各項に掲げる元利金の支払方法の変更に係る支払方法変更手数料とし、その額は、当該元利金の支払方法の変更の区分に応じ、元利金の支払方法の変更一件につき、それぞれ同表の金額の欄各項に掲げるとおりとする。

表 (略)

第十七条の五・第十七条の六 (略)

第二章 公庫債券等

第十七条の七 (略)

附則

1 3 (略)

4 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち次の各号に掲げる貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第七条、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める金額に二千百万円を加算した金額とする。

一 法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付金で、第十三条の二第一項に規定するもの及び法第十七条第一項第二

号に掲げる者に対するもの 第七条の表限度の欄に規定する金額

二 法第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分（第六条の三に規定する住宅に係るものに限る。）を建設し、又は購入する者に対するもの 第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する金額

三 法第十七条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物又は中高層防災施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額

5 住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百二十六号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち法第十七条第五項の規定による貸付金で第十六条の三に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、第九条の規定にかかわらず、同条に規定する金額に二百万円を加算した金額とする。

6
(略)

号に掲げる者に対するもの 第七条第一項の表限度の欄に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）

二 法第十七条第十一項又は第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため同条第十一項第一号に掲げる建築物の住宅部分（第六条の三に規定する住宅に係るものに限る。）を建設し、又は購入する者に対するもの 第十二条第一項又は第十三条第一項に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、第十二条第三項又は第十三条第四項の規定による加算後の金額）

三 法第十七条第十二項の規定による貸付金で自ら居住するため、又は親族の居住の用に供するため施設建築物又は中高層防災施設建築物を購入する者に対するもの 第十三条第一項各号に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第四項の規定による加算後の金額）

5 住宅金融公庫法施行令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令の一部を改正する政令（昭和六十三年政令第二百二十六号）の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち法第十七条第五項の規定による貸付金で第十六条の三に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、第九条の規定にかかわらず、同条第一項に規定する金額（住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額）に二百万円を加算した金額とする。

7 | 6
(略)

昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に

7|
8|

(略)

8| 対する貸付金に係る法第二十二條の三第一項の規定により読み替えて適用される法第二十條第一項の表限度の欄及び同条第五項に規定する政令で定める金額は、第十七條の二第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に二千百万円を加算した金額とする。

8| 昭和六十三年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅の改良を行う住宅地債券引受者に対する貸付金に係る法第二十二條の三第二項の規定により読み替えて適用される法第二十條第四項に規定する政令で定める加算金額は、第十七條の二第二項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に二百万円を加算した金額とする。

9|
10|

(略)

改 正 案

現

行

（形式及び発行方法）

第一条 住宅金融公庫住宅宅地債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、募集の方法により発行する。

2 住宅宅地債券（沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券にあつては、沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第七条の十六第三号に規定する団体が引き受けるべきものとして発行するものに限る。以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」という。）は、利札付きとする。

3 沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（区分所有者団体引受住宅宅地債券に該当するものを除く。）は、割引の方法により発行する。

（割当て）
第四条（略）

2 前項の住宅宅地債券積立者とは、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第四項に規定する団体又は沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項に規定する者で、一定の住宅宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他住宅宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省

（形式及び発行方法）

第一条 住宅金融公庫住宅宅地債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券（以下「住宅宅地債券」という。）は、無記名式とし、割引の方法により発行する。

2 前項の規定にかかわらず、住宅金融公庫住宅宅地債券のうち住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）第二十七条の三第四項第三号の規定により区分所有に係る建築物の共用部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体が引き受けるべきものとして発行するもの及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券のうち沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項の規定に基づき区分所有に係る建築物の共有部分の改良を行う当該建築物の区分所有者の団体が引き受けるべきものとして発行するもの（以下「区分所有者団体引受住宅宅地債券」と総称する。）は、無記名式で利札付きのものとする。

3 住宅宅地債券の発行は、募集の方法による。

（割当て）
第四条（略）

2 前項の住宅宅地債券積立者とは、住宅金融公庫法第二十七条の三第四項各号に掲げる者又は沖縄振興開発金融公庫法第二十七条第四項に規定する者で、一定の住宅宅地債券を引き受けることとなる者として発行者が選定したものをいうものとし、その選定の方法その他住宅宅地債券積立者に関し必要な事項は、主務省令で定める。

令で定める。

附 則

1 (略)

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	及び沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	「住宅宅地債券	第二条（見出しを含む。）、第三条第二項第一号から第五号まで、第六条、第七条第一項、第八条第二項第一号及び第二号、第九条第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号
	、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び都市再生機構宅地債券	除く。）	
第一条第三項	「住宅宅地債券等	住宅宅地債券	
	「住宅宅地債券等	住宅宅地債券等	

附 則

1 (略)

2 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第十五条第一項の規定により都市再生機構宅地債券を発行する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条第一項	及び沖縄振興開発金融公庫住宅地債券	「住宅宅地債券	第一条第三項、第二条（見出しを含む。）、第三条第二項第一号から第五号まで、第六条、第七条第一項、第八条第二項第一号及び第二号、第九号第一項第一号、第三号から第六号まで及び第八号並びに第二項第二号
	、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び都市再生機構宅地債券	除く。）	
第一条第三項	「住宅宅地債券等	住宅宅地債券	
	「住宅宅地債券等	住宅宅地債券等	

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

改 正 案	現 行
<p>（償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲） 第二十六条の十五（略）</p> <p>2 法第四十一条の十二第七項第二号に規定する政令で定めるものは、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構が、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第四条第一項、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項又は独立行政法人都市再生機構法附則第十五条第一項の規定により発行する債券とする。</p>	<p>（償還差益の分離課税等に係る割引債の範囲） 第二十六条の十五（略）</p> <p>2 法第四十一条の十二第七項第二号に規定する政令で定めるものは、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫又は独立行政法人都市再生機構が、住宅金融公庫法第二十七条の三第四項、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項又は独立行政法人都市再生機構法附則第十五条第一項の規定により発行する債券とする。</p>

四 新住宅市街地開発法施行令（昭和三十八年政令第三百六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（優先譲渡）</p> <p>第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 沖縄振興開発金融公庫住宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で<u>国土交通省令</u>で定めるもの</p> <p>三〇五 （略）</p>	<p>（優先譲渡）</p> <p>第五条 法第二十三条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>住宅金融公庫住宅地債券又は沖縄振興開発金融公庫住宅地債券を引き受けた者</u>（その相続人を含む。）で、<u>国土交通省令</u>で定めるもの。</p> <p>三〇五 （略）</p>

改 正 案

現 行

（法第八条第二項に規定する政令で定める貸付金）

第一条（略）

2（略）

3 北海道の区域内において公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて防寒住宅である既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良（公庫法第二十一条第一項の表四の項利率の欄に規定する優良住宅改良をいう。第一条の三第三項において同じ。）を行う場合における第一項の規定の適用については、同項第二号中「床面積」とあるのは、「改良後における床面積」とする。

第一条の三（略）

（法第八条第二項に規定する政令で定める貸付金）

第一条（略）

2（略）

3 北海道の区域内において公庫法第十七条第一項又は第二項第一号の規定による貸付けを受けて防寒住宅である既存住宅を購入する者が、これと併せて同条第五項の規定による貸付けを受けて当該既存住宅について優良住宅改良（公庫法第二十一条第一項の表四の項利率の欄に規定する優良住宅改良をいう。第一条の三第四項において同じ。）を行う場合における第一項の規定の適用については、同項第二号中「床面積」とあるのは、「改良後における床面積」とする。

（住宅金融公庫の資金によつて建設される住宅の貸付金の限度及び償還期間）

第一条の三（略）

2| 住宅積立郵便貯金の預金者（公庫法第二十二条の二に規定する日本郵政公社があつせんする住宅積立郵便貯金の預金者をいう。以下同じ。）又は住宅を必要とする住宅地債券引受者（住宅金融公庫住宅地債券を引き受けた自ら居住するため住宅を必要とする者（その相続人を含む。）で法第八条第六項に規定する主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対する法第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金で第一条第一項に規定するものの一戸当たりの金額の限度は、前項の規定にかかわらず、同項の表限度の欄に規定する金額に、住宅積立郵便貯金の預金者にあつては二百七十五万円を、住宅金融公庫が主務大臣の承認を得て定める住宅金融公庫住宅地債券に係る住宅を必要とする住宅地債券引

2| 法第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金で第一条第一項に規定するものうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で法第八条第三項に規定する主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金（既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を除く。）についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」と、同表二の項及び三の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」（主要構造部を耐火構造とした住宅又はこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅に係る貸付金にあつては、五十年以内）」とする。

3| (略)

(削る。)

受者（以下「住宅を必要とする特定住宅地債券引受者」という。）にあつては千三百二十万円を、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者にあつては六百万円を加算した金額とする。

3| 法第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金で第一条第一項に規定するものうち、貸付けを受ける者及びその者と生計を別にするその親族で法第八条第三項に規定する主務省令で定めるものの居住の用に供する住宅で主務省令で定める基準に該当するものの建設又は購入及びこれらに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金（既存住宅の購入及びこれに付随する土地又は借地権の取得を目的とする貸付金を除く。）についての償還期間に係る前項の規定の適用については、同項の表一の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」と、同表二の項及び三の項償還期間の欄中「三十五年以内」とあるのは「四十年以内」（主要構造部を耐火構造とした住宅又はこれに準ずる耐久性を有するものとして主務省令で定める基準に該当する住宅に係る貸付金にあつては、五十年以内）」とする。

4| (略)

(法第八条第六項に規定する貸付金の特例)

第一条の六 法第八条第六項の規定により、住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金につき同条第二項の表一の項限度の欄に規定する金額に加算すべき金額は、住宅積立郵便貯金の預金者に対する貸付金にあつては二百七十五万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては千三百二十万円、住宅を必要とする特定住宅地債券引受者以外の住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては六百万円とする。

1 (略)

2 法附則第四項の規定により読み替えて適用される法第八条第二項の表一の項限度の欄に規定する政令で定める金額及び法附則第四項の規定により法第八条第六項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額は、二千百万円とする。

3 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間に住宅金融公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち、第一条第一項に規定する貸付金又は公庫法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第一条の三第一項の規定にかかわらず、同項の表限度の欄に規定する金額に二千百万円を加算した金額とする。

4 (略)

1 (略)

2 法附則第四項の規定により読み替えて適用される法第八条第二項の表一の項限度の欄に規定する政令で定める金額及び法附則第四項の規定により法第八条第七項において準用する公庫法第二十条第二項の規定が読み替えて適用される場合における同項に規定する政令で定める金額は、二千百万円とする。

3 昭和六十年十一月二十五日から平成十八年三月三十一日までの間(次項において「特例期間」という。)に住宅金融公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち、第一条第一項に規定する貸付金又は公庫法第十七条第一項第二号に掲げる者に対する貸付金の一戸当たりの金額の限度は、第一条の三第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の表限度の欄に規定する金額(住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金にあつては、同条第二項の規定による加算後の金額)に二千百万円を加算した金額とする。

4 法第八条第六項の規定により、特例期間において住宅金融公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金のうち住宅積立郵便貯金の預金者又は住宅を必要とする住宅地債券引受者に対する貸付金につき同条第二項の表一の項限度の欄に規定する金額に加算すべき金額は、第一条の六の規定にかかわらず、同条に規定する金額に二千百万円を加算した金額とする。

5 (略)

改 正 案

現 行

（割引債の範囲等）
 第三百三十九条の三 法第二百二十四条第五項（償還金の受領者の告知）に規定する割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものは、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項（都市公団の解散）の規定による解散前の都市基盤整備公団又は同法附則第十八条（都市基盤整備公団法の廃止）の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項（住宅・都市整備公団の解散等）の規定による解散前の住宅・都市整備公団が、公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十八号）附則第四条第一項（住宅宅地債券の発行）若しくは同法第二条（住宅金融公庫法の一部改正）の規定による改正前の住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項（債券の発行）、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項（債券の発行）、独立行政法人都市再生機構法附則第十五条第一項（都市再生機構宅地債券の発行）、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法第五十五条第二項（借入金及び債券）若しくは同法附則第十三条第一項（特別住宅債券の発行）又は同法附則第十七条（住宅・都市整備公団法の廃止）の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第五十五条第二項（借入金及び債券）の規定により発行した債券（住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が発行するものにあつては、住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）第一条第二項（形式及び発行方法）に規定するものを除く）。

（割引債の範囲等）
 第三百三十九条の三 法第二百二十四条第五項（償還金の受領者の告知）に規定する割引の方法により発行される公社債で政令で定めるものは、住宅金融公庫、沖繩振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項（都市公団の解散）の規定による解散前の都市基盤整備公団又は同法附則第十八条（都市基盤整備公団法の廃止）の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項（住宅・都市整備公団の解散等）の規定による解散前の住宅・都市整備公団が、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十七条の三第四項（債券の発行）、沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第二十七条第四項（債券の発行）、独立行政法人都市再生機構法附則第十五条第一項（都市再生機構宅地債券の発行）、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法第五十五条第二項（借入金及び債券）若しくは同法附則第十三条第一項（特別住宅債券の発行）又は同法附則第十七条（住宅・都市整備公団法の廃止）の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）第五十五条第二項（借入金及び債券）の規定により発行した債券（住宅金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫が発行するものにあつては、住宅宅地債券令（昭和三十八年政令第四百四十六号）第一条第二項（形式及び発行方法）に規定するものを除く。）とする。

）とする。

改 正 案

現 行

（住宅積立郵便貯金の預金者の範囲）
 第四条の二 法第十九条第六項に規定する政令で定める者は、沖縄において自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者とする。

（住宅積立郵便貯金の預金者の範囲）
 第四条の二 法第十九条第六項の規定により読み替えて準用する住宅金融公庫法第二十二条の二に規定する政令で定める者は、沖縄において自ら居住する住宅の改良を行う郵便貯金法（昭和二十二年法律第四百四十四号）第七条第一項第五号に規定する住宅積立郵便貯金の預金者とする。

（賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用）
 第十条 （略）

（賃借人の選定等についての住宅金融公庫法の準用）
 第十条 （略）

2 法第三十五条第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五条の二第一項及び第二項の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

2 法第三十五条第一項に規定する政令で定める資金で住宅金融公庫法第三十五条の二第一項、第二項及び第四項の規定の準用に係るものは、次に掲げる資金とする。

一・二 （略）

一・二 （略）

3 （略）
 4 住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の規定は第一条の二第一項第三号の二に掲げる資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、住宅金融公庫法第三十五条の三の規定は第一条の二第一項第三号の二に掲げる資金のうち同項第三号口に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

3 （略）
 4 住宅金融公庫法第三十五条の二第一項及び第四項の規定は第一条の二第一項第三号の二に掲げる資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、住宅金融公庫法第三十五条の三の規定は第一条の二第一項第三号の二に掲げる資金のうち同項第三号口に規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業に係る関連利便施設の建設に必要な資金又は関連公共施設の整備に必要な資金につき法第十九条第一項第三号の規定による貸付けを受けた者について、それぞれ準用する。

5 前項において準用する住宅金融公庫法第三十五条の二第一項の基準においては、住宅、土地又は借地権の譲受人の選定方法に関し、一定の沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券を引き受けた者（その相続人を含む。）で、当該住宅、土地又は借地権の譲受けの

申込みの際現にその沖繩振興開発金融公庫住宅地債券の一定割合以上を所有しているものについて、特別の定めをするものとする。

6| 法第三十五条第一項の規定及び第四項の規定により次の表の上欄に掲げる住宅金融公庫法の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十五条の二第二項	主務大臣	内閣総理大臣及び財務大臣
第三十五条の三第一項	主務省令	内閣府令・財務省令

(主務大臣及び主務省令)
第十二条 この政令(第十条第六項を除く。)において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

5| 法第三十五条第一項及び前項において準用する住宅金融公庫法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第三十五条の二第二項	主務大臣	内閣総理大臣及び財務大臣
第三十五条の二第四項	第一項及び前項	第一項
第三十五条の三第一項	主務省令	内閣府令・財務省令
	住宅地債券	沖繩振興開発金融公庫住宅地債券

(主務大臣及び主務省令)
第十二条 この政令(第十条第五項を除く。)において、主務大臣は、内閣総理大臣及び財務大臣とし、主務省令は、内閣府令・財務省令とする。

改 正 案	現 行
<p>（国庫納付金の計算）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該事業年度において住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）<u>第十七条の六</u>の引当金に繰り入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し入れた金額があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。</p> <p>3・4 二〇五（略）</p>	<p>（国庫納付金の計算）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 前項の場合において、次の各号に掲げる公庫については当該各号の定めるところによる。</p> <p>一 住宅金融公庫 次に掲げるところにより計算するものとする。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該事業年度において住宅金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十号）<u>第十七条の七</u>の引当金に繰り入れた金額があるときは、その金額を前項の益金の合計額から控除するものとし、当該事業年度において当該引当金から戻し入れた金額があるときは、その金額を当該合計額に加算するものとする。</p> <p>3・4 二〇五（略）</p>